型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊46R05／01＊0017＊00	R46　後写鏡等及び後写鏡等取付装置　トヨタ　S23W	トヨタ　AZSH38W―CNXGB、AZSH38W―CNXMB、AZSH39W―CNXGB、AZSH39W―CNXMB、AZSH39W―CNXZB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0398＊00	R58　突入防止装置及び突入防止装置取付装置　トヨタ　S23W	トヨタ　AZSH38W―CNXGB、AZSH38W―CNXMB、AZSH39W―CNXGB、AZSH39W―CNXMB、AZSH39W―CNXZB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊64R03／01＊0017＊00	R64　応急用予備走行装置　トヨタ　S23W	トヨタ　AZSH38W―CNXGB、AZSH38W―CNXMB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊79R03／10＊0020＊00	R79　かじ取装置　トヨタ　S23W	トヨタ　AZSH38W―CNXGB、AZSH38W―CNXMB、AZSH39W―CNXGB、AZSH39W―CNXMB、AZSH39W―CNXZB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊94R04／02＊0024＊00	R94　オフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置　トヨタ　S23W	トヨタ　AZSH38W―CNXGB、AZSH38W―CNXMB、AZSH39W―CNXGB、AZSH39W―CNXMB、AZSH39W―CNXZB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊95R05／04＊0019＊00	R95　自動車との側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置　トヨタ　S23W	トヨタ　AZSH38W―CNXGB、AZSH38W―CNXMB、AZSH39W―CNXGB、AZSH39W―CNXMB、AZSH39W―CNXZB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 134 R 02／00＊0003＊00	R134　燃料タンク取付装置（圧縮水素ガス）熱式安全弁　EPRD―H70―T01	なし	株式会社ハマイ　東京都品川区西五反田７―７―７　SGスクエア２F

○国土交通省告示第百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 134 R 02／00＊0004＊00	R134　燃料タンク取付装置（圧縮水素ガス）熱式安全弁　PRD―RAH70―02	なし	株式会社ハマイ　東京都品川区西五反田７―７―７　SGスクエア２F

○国土交通省告示第百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐R―33	後方視界看視装置　サラウンドマルチビュー　STR３X―TSM200	なし	市光工業株式会社　神奈川県伊勢原市板戸80番地

○国土交通省告示第百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐R―32	後方視界看視装置　サラウンドマルチビュー　HT１X―TSM200	なし	市光工業株式会社　神奈川県伊勢原市板戸80番地

○国土交通省告示第百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之